

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮城県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属			問3-2 案例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
			府内の連絡会議	の有無	の有無	の有無	問3-1 有	問3-1 無							
						17	20	14		32					
4 100	仙台市	男女共同参画課	1 1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
4 202	石巻市	復興企画部地域振興課	1 2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
4 203	塩竈市	塩竈市民生活部市民課 協働推進係	1 2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2007年9月28日		第3次しおがま男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2027年3月	1	1
4 205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
4 206	白石市	総務部企画政策課	1 2	2	1	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画(第3次)	2024年4月	~	2031年3月	2	1
4 207	名取市	企画部市民協働課	1 2	1	1				4	第三次名取市男女共同参画計画	2020/4/1	~	2031/3/31	1	1
4 208	角田市	企画デジタル課	1 2	2	2				4	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年	~	2026年	1	1
4 209	多賀城市	地域コミュニティ課	1 2	2	2				4	第2次多賀城市男女共同参画推進計画 「史都多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日	~	2031年3月31日	2	1
4 211	岩沼市	まちづくり政策課	1 2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日		いわぬま男女共同参画推進プラン(第3次)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
4 212	登米市	市民生活部市民生活課	1 2	1	1	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
4 213	栗原市	企画部市民協働課	1 2	1	1				4	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1
4 214	東松島市	市民協働課	1 2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
4 215	大崎市	多様性社会推進室	1 1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日		第4次大崎市男女共同参画推進基本計画	2024年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
4 216	富谷市	市民協働課	1 2	2	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日		富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
4 301	蔵王町	まちづくり推進課	1 2	2	2				4	第二次蔵王町男女共同参画基本計画	2025年4月	~	2029年3月	1	1
4 302	七ヶ宿町	ふるさと振興課	1 2	2	2				2	第6次七ヶ宿町長期総合計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	2	2
4 321	大河原町	政策企画課	1 2	1	1				4	大河原町男女共同参画基本計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	1
4 322	村田町	まちづくり振興課	1 2	2	2				4	第5次村田町総合計画	2021年4月1日	~	2029年3月31日	2	2
4 323	柴田町	まちづくり政策課	1 2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日		第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
4 324	川崎町	町民生活課	1 2	2	2				4	川崎町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	2	1
4 341	丸森町	企画財政課	1 2	2	2				4	第六次丸森町総合計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	2	2
4 361	亘理町	企画課	1 2	1	1				4	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年4月	~	2026年3月	2	1
4 362	山元町	企画財政課	1 2	2	2				4	山元町総合計画	2019年4月1日	~	2029年3月31日	2	2
4 401	松島町	総務課総務管理班	1 2	1	2				4	松島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
4 404	七ヶ浜町	生涯学習課	2 2	2	1				4	しちがはま男女共同参画プラン【2022-2026】	2022年4月	~	2027年3月	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
			府内の連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有	問4-1 無	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	問4-1 無	問4-1 無		
4 406	利府町	生活環境課	1 2	1	1				4	第4次利府町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
4 421	大和町	総務課	1 2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日		第5次たいわ男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
4 422	大郷町	総務課	1 2	2	2	大郷町男女共同参画推進条例	2024年3月6日	2024年4月1日		大郷町男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
4 424	大衡村	住民生活課	1 2	2	1	大衡村男女共同参画推進条例	2023年6月8日	2023年6月8日		大衡村男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
4 444	色麻町	地域振興課	1 2	2	2				4						2
4 445	加美町	企画財政課	1 2	1	1				4	第二次加美町男女共同参画プラン	2017年4月	~	2025年3月	1	1
4 501	涌谷町	企画財政課	1 2	2	2				4	涌谷町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
4 505	美里町	まちづくり推進課	1 2	2	2				4	第2次美里町総合計画・美里町総合戦略	2021年度	~	2025年度	2	2
4 581	女川町	町民生活課	1 2	2	2				2						1
4 606	南三陸町	企画課	1 2	2	2				4						2

＜選択肢回答＞

- | | | | | |
|------------------------|---------|---------------------------------|---|---------|
| 所属 | 府内の連絡会議 | 男女共同参画に関する条例 | 男女共同参画に関する計画 | 現在の状況 |
| 1 首長部局 | 1 有 | 現在の状況 | 女性活躍推進法の推進計画との関係 | 1 策定予定有 |
| 2 教育委員会 | 2 無 | 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中 | 1 一体 | 2 策定予定無 |
| 事務所掌 | 諮詢機関 | 2 2026年度以降の制定を目指し検討中 | 2 一体でない | |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有 | 3 その他 | 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記) | |
| 2 1ではない | 2 無 | 4 検討していない | 1 単独計画として策定 | |
| | | | 2 総合計画の一部として策定 | |

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

宮城県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
	2								0	2	0	2	0	0	2	0
4 100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・パーク仙台	980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
4 100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・ソーラ仙台	980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
4 202	石巻市															
4 203	塩竈市															
4 205	気仙沼市															
4 206	白石市															
4 207	名取市															
4 208	角田市															
4 209	多賀城市															
4 211	岩沼市															
4 212	登米市															
4 213	栗原市															
4 214	東松島市															
4 215	大崎市															
4 216	富谷市															
4 301	蔵王町															
4 302	七ヶ宿町															
4 321	大河原町															
4 322	村田町															
4 323	柴田町															
4 324	川崎町															
4 341	丸森町															
4 361	亘理町															
4 362	山元町															
4 401	松島町															
4 404	七ヶ浜町															
4 406	利府町															
4 421	大和町															
4 422	大郷町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1			問6-4 所在地等						問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
4	424	大衡村															
4	444	色麻町															
4	445	加美町															
4	501	涌谷町															
4	505	美里町															
4	581	女川町															
4	606	南三陸町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

宮城県

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

宮城県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			2			14	1	7.1	18	0	0.0	21	1	4.8	21	1	4.8	4,508	290	6.4
4 100	仙台市					1	1	100.0	2	0	0.0							1370	186	13.6
4 202	石巻市					1	0	0.0	2	0	0.0							388	9	2.3
4 203	塩竈市					1	0	0.0	1	0	0.0							166	15	9.0
4 205	気仙沼市	2006年9月27日	男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							205	11	5.4
4 206	白石市					1	0	0.0	2	0	0.0							113	2	1.8
4 207	名取市					1	0	0.0	2	0	0.0							286	21	7.3
4 208	角田市					1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
4 209	多賀城市					1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
4 211	岩沼市					1	0	0.0	1	0	0.0							77	6	7.8
4 212	登米市					1	0	0.0	0	0								302	5	1.7
4 213	栗原市					1	0	0.0	1	0	0.0							253	3	1.2
4 214	東松島市					1	0	0.0	1	0	0.0							70	2	2.9
4 215	大崎市					1	0	0.0	2	0	0.0							364	7	1.9
4 216	富谷市					1	0	0.0	1	0	0.0							49	5	10.2
4 301	蔵王町											1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4 302	七ヶ宿町											1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
4 321	大河原町											1	0	0.0	1	0	0.0	42	2	4.8
4 322	村田町											1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
4 323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言		2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
4 324	川崎町											1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4 341	丸森町											1	0	0.0	1	0	0.0	98	1	1.0
4 361	亘理町											1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
4 362	山元町											1	0	0.0	1	0	0.0	23	1	4.3
4 401	松島町											1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
4 404	七ヶ浜町											1	0	0.0	1	0	0.0	35	2	5.7
4 406	利府町											1	0	0.0	1	1	100.0	26	3	11.5
4 421	大和町											1	0	0.0	1	0	0.0	62	3	4.8
4 422	大郷町											1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4 424	大衡村											1	1	100.0	1	0	0.0	14	0	0.0
4 444	色麻町											1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
4 445	加美町											1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
4 501	涌谷町											1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
4 505	美里町											1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
4 581	女川町											1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
4 606	南三陸町											1	0	0.0	1	0	0.0	69	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

宮城県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード								
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		その他	その他	その他	その他	その他		
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	その他						
					900	797	10,878	3,497	32.1	806	723	10,896	3,400	31.2	176	115	971	229	23.6	896	124	13.8	927	126	13.6											
	小計									792	711	10,530	3,296	31.3	175	115	969	229	23.6																	
4 100	仙台市		2025年度末までに40%以上		139	138	1,939	737	38.0	1.地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより仙台市が設置する附属機関2.有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主たる目的として、規則、要綱等により仙台市が設置する協議会。ただし、次の①～⑥に掲げるものを除く。①職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの②広聴を主たる活動内容として設置されるもの③関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの④個人や団体の表彰に係る審査を主たる活動内容として設置されるもの⑤イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの⑥委員が市職員のみで構成されるもの	71	70	1,309	472	36.1	6	5	41	10	24.4	42	7	16.7	43	8	18.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1					
4 202	石巻市	40.0	2026年3月まで 40.00%		63	56	863	243	28.2		41	37	655	203	31.0	6	3	40	9	22.5	65	11	16.9	66	11	16.7	1		1		1					
4 203	塩竈市	35.0	2027年4月	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会(広域を除く)	32	28	299	92	30.8	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員登用状況	27	24	278	84	30.2	5	4	21	8	38.1	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1					
4 205	気仙沼市	50.0	2025年3月		35	32	481	196	40.7		30	29	454	190	41.9	5	3	27	6	22.2	45	11	24.4	46	11	23.9	1		1		1					
4 206	白石市	40.0	2031年3月		45	45	468	146	31.2	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	12	12	142	31	21.8	5	4	26	7	26.9	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1					
4 207	名取市	35.0	2031年3月		36	33	499	162	32.5	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等	31	30	471	156	33.1	5	3	28	6	21.4	42	14	33.3	43	14	32.6	1		1		1					
4 208	角田市	45.0	2025年-月		34	27	406	90	22.2		29	23	379	84	22.2	5	4	28	6	21.4	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1					
4 209	多賀城市	30.0	2031年3月		20	19	234	74	31.6		20	19	234	74	31.6	4	3	23	7	30.4	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1		1					
4 211	岩沼市	50.0	2028年3月		32	29	372	124	33.3	法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議等(地方自治法第202条の3、第180条の5、以上に該当しない法律や要綱等)	27	26	338	119	35.2	5	3	34	5	14.7	34	8	23.5	35	8	22.9	1		1		1					
4 212	登米市	40.0	2026年3月	女性委員がいる審議会等の割合は100%が目標	46	38	670	162	24.2	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	26	22	424	107	25.2	5	4	39	10	25.6	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1					
4 213	栗原市	30.0	2027年3月		28	24	461	126	27.3	地方自治法第108条の5及び第202条の3	23	20	401	117	29.2	5	4	38	8	21.1	48	5	10.4	49	5	10.2	1		1		1					
4 214	東松島市	35.0	2027年3月		41	34	563	175	31.1	法律(地方自治法第180条の5)による委員会法律・条例(地方自治法第202条の3)による審議会等	36	31	534	169	31.6	5	3	29	6	20.7	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1					
4 215	大崎市	50.0	2031年3月		52	47	895	242	27.0	法律・条例による審議会(附属機関)地方自治法第202条の3)	46	41	895	242	27.0	5	5	42	14	33.3	55	4	7.3	56	4	7.1	1		1		1					
4 216	富谷市		目標達成期限:2025年度/目標値:2025年度(令和7年度)まで50%維持		28	27	275	147	53.5	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)法令・条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	23	23	255	140	54.9	5	4	20	7	35.0	27	8	29.6	28	8	28.6	1		1		1					
4 301	蔵王町	30.0	2028年3月		15	12	144	34	23.6		15	12	144	34	23.6	5	2	36	3	8.3	15	3	20.0	16	3	18.8	1		1		1					
4 302	七ヶ宿町				0	0	0	0	0		14	11	158	26	16.5	5	4	20	7	35.0	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1					
4 321	大河原町	35.0	2030年3月		27	20	229	65	28.4	法律・条例等による委員会、審議会等	20	17	200	57	28.5	5	3	22	6	27.3	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1					

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード											
			問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)				(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値		問9 地方自治法(第180条の3)に基づく審議会等における登用状況		問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		その他	その他	その他	その他						
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数		審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	女性比率 (%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	女性比率 (%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)	その他	その他	その他	その他	その他	その他					
4	422	大郷町				0	0	0	0	2	1	14	1	7.1	5	2	34	3	8.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1	1				
4	424	大衡村	30.0	2027年3月		22	16	147	53	36.1	地方自治法第108条の5に基づく委員会、第202条の3に基づく審議会等				17	13	122	47	38.5	5	3	25	6	24.0	14	0	0.0	15	1	6.7	1	1	
4	444	色麻町				5	3	26	9	34.6					20	19	202	60	29.7	5	3	26	9	34.6	27	1	3.7	28	1	3.6	1	1	1
4	445	加美町	40.0	2025年3月		19	17	227	115	50.7	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会等				13	13	209	104	49.8	5	3	29	6	20.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1
4	501	涌谷町				0	0	0	0						12	7	131	21	16.0	5	4	24	8	33.3	22	0	0.0	23	0	0.0	1	1	1
4	505	美里町	30.0	2026年3月		34	31	302	115	38.1	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等				27	26	273	108	39.6	5	3	29	7	24.1	24	5	20.8	25	5	20.0	1		1
4	581	女川町				0	0	0	0						18	15	184	47	25.5	4	2	13	3	23.1	21	1	4.8	22	1	4.5	1	1	1
4	606	南三陸町				0	0	0	0						11	11	159	48	30.2	5	4	23	6	26.1	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

宮城県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</td																							

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	
	美里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	女川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	南三陸町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

宮城県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職											調査時点コード	その他	うち管理職数		防災部局危機管理員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)								
		管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)																
		2,830	689	24.3	1,857	397	21.4	465	53	11.4	310	37	11.9	161	20	12.4	127	17	13.4	2,204	616	27.9	1,421	343	24.1	2,823	1,272	45.1	1,937	650	33.6	4,221	1,815	43.0	2,373	783	33.0			259	29	11.2	52	1	1.9		
4 100	仙台市	1,040	220	21.2	617	116	18.8	235	26	11.1	169	20	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	805	194	24.1	448	96	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1,588	458	28.8	902	248	27.5	1		35	7	20.0	9	1	11.1	1	
4 202	石巻市	167	35	21.0	117	13	11.1	21	2	9.5	12	1	8.3	37	3	8.1	27	2	7.4	109	30	27.5	78	10	12.8	405	186	45.9	266	76	28.6	216	126	58.3	101	35	34.7	1		14	1	7.1	3	0	0.0	1	
4 203	塩竈市	88	21	23.9	59	9	15.3	29	6	20.7	11	1	9.1	14	4	28.6	14	4	28.6	45	11	24.4	34	4	11.8	46	8	17.4	39	6	15.4	58	26	44.8	47	16	34.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
4 205	気仙沼市	103	31	30.1	50	10	20.0	19	2	10.5	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	84	29	34.5	36	9	25.0	452	262	58.0	193	59	30.6	259	156	60.2	69	26	37.7	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
4 206	白石市	31	7	22.6	29	6	20.7	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	19	4	21.1	39	16	41.0	34	14	41.2	37	11	29.7	32	9	28.1	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
4 207	名取市	49	12	24.5	40	12	30.0	11	2	18.2	10	2	20.0	7	2	28.6	6	2	33.3	31	8	25.8	24	8	33.3	76	33	43.4	55	21	38.2	76	20	26.3	56	17	30.4	1		10	1	10.0	0	0	0.0	1	
4 208	角田市	33	10	30.3	33	10	30.3	9	1	11.1	9	1	11.1	3	1	33.3	3	1	33.3	21	8	38.1	51	21	41.2	51	21	41.2	50	27	54.0	50	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1						
4 209	多賀城市	59	10	16.9	48	8	16.7	9	0	0.0	7	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	38	10	26.3	33	8	24.2	53	18	34.0	40	13	32.5	67	25	37.3	43	12	27.9	1		13	1	7.7	1	0	0.0	1	
4 211	岩沼市	34	4	11.8	29	4	13.8	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	20	3	15.0	57	26	45.6	37	11	29.7	117	60	51.3	79	32	40.5	1		8	2	25.0	2	0	0.0	1	
4 212	登米市	156	48	30.8	66	7	10.6	13	0	0.0	9	0	0.0	39	4	10.3	23	2	8.7	104	44	42.3	34	5	14.7	299	106	35.5	182	65	35.7	382	239	62.6	60	16	26.7	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
4 213	栗原市	195	56	28.7	101	26	25.7	16	3	18.8	10	3	30.0	26	3	11.5	22	3	13.6	153	50	32.7	69	20	29.0	262	94	35.9	197	61	31.0	196	107	54.6	100	35	35.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
4 214	東松島市	36	2	5.6	36	2	5.6	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	2	8.0	25	2	8.0	42	13	31.0	39	10	25.6	59	24	40.7	55	20	36.4	1		11	2	18.2	2	0	0.0	2	2025年8月15日
4 215	大崎市	275	74	26.9	112	19	17.0	56	4	7.1	13	1	7.7	23	3	13.0	23	3	13.0	196	67	34.2	76	15	19.7	152	67	44.1	112	32	28.6	271	150	55.4	181	98	54.1	1		11	0	0.0	2	0	0.0	1	
4 216	富谷市	41	14	34.1	38	14	36.8	8	4	50.0	8	4	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	10	30.3	30	10	33.3	101	46	45.5	76	30	39.5	46	29	63.0	25	11	44.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
4 301	蔵王町	24	8	33.3	21	6	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	8	33.3	21	6	28.6	61	39	63.9	30	14	46.7	46	26	56.5	22												

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

宮城県

都 市		市 市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
道 府	市 区	道 府	市 区			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
府 町	市 区	府 町	市 区			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合	問12-1で1.を選択した場合	問12-3で1.を選択した場合	問12-4で1.を選択した場合	問12-5で1.を選択した場合	問12-6で1.を選択した場合	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。						
県	村	県	村	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定があり。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間よりも長い。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
コ	コ	コ	コ	東松島市議会	東松島市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	2	1	東松島市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
ド	ド	ド	ド	大崎市議会	大崎市職員の旧姓使用に関する規定 第2条 職員は、次に掲げる事項に該当し、かつ、別に定める文書等について、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 公権力の行使に当たる行為に關しないもの (2) 職員としての身分に關しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	1	2	1	大崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則2・令3議会規則1-一部改正)	2				1	1	1	1	1	
4	214	東松島市	1	富谷市議会	富谷市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	2	1	富谷市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2	
4	215	大崎市	1	蔵王町議会	蔵王町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	2	1	蔵王町議会会議規則 第2条第3項 前2項の規定にかかるわざず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
4	216	富谷市	1	七ヶ宿町議会	七ヶ宿町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員の個人の尊厳を尊重し、働きやすい職場環境を整備するため、職員が結婚、養育、子育て等その他の事由(以下「旧姓等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き婚姻等による変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	4			七ヶ宿町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	
4	321	大河原町	1	大河原町議会	大河原町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員の個人の尊厳を尊重し、働きやすい職場環境を整備するため、職員が結婚、養育、子育て等その他の事由(以下「旧姓等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き婚姻等による変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	大河原町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	2	1	1	
4	322	村田町	1	村田町議会	村田町職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	2	1	村田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																							
都 市	市	市	道	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7										
府	市	市	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、出産することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-2で1.を選択した場合、1.を選択した場合、出産することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。									
県	村	町	県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
コ	コ	村	コ	村	村	柴田町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、柴田町の一般職に属する職員(臨時的に任用した職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務を進行し、又は事務を処理する上で支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用すること(以下「旧姓使用」という。)ができる。 (旧姓使用ができる文書等) 第3条 旧姓使用は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 町内部で使用され、職員の同一性が容易に確認できるもの (3) 公務員の権利及び義務に係るものであっても、職員の同一性が容易に確認でき、かつ、他の団体等に影響を与えるおそれがないもの (4) その他職務を遂行する上で支障がないと認められるもの (旧姓使用的申請) 第4条 旧姓使用をしようとする職員は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならぬ。 2. 前項の規定による申請は、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に提出してしなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該申請をした職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 前条の規定による承認を受けた職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2. 第5条の規定による承認を受けた職員は、旧姓使用に当たって、常に町民又は職員等に対し、誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この訓令に定めたものほか、旧姓使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和7年5月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓使用をしようとする職員は、第4条第2項に定める旧姓使用申請書を所属長を経て町長に提出することにより、第5条に規定する承認を受けることができる。	柴田町議会	1	2	1	柴田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
4	323	柴田町	1										1	1	1	1	1	1					
4	324	川崎町	2				川崎町議会	1	2	1													
4	341	丸森町	1			丸森町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行又は事務処理上支障を生じないもの限り、旧姓使用をすることができる。	丸森町議会	1	2	1	丸森町議会会議規則 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
4	361	直理町	2				直理町議会	1	4	2													
4	362	山元町	1			山元町職員の旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、町長の事務部局に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後において、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続に關し必要な事項を定めたものとする。	山元町議会	1	2	1	山元町議会会議規則 第2条(略) 2. 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2											
4	401	松島町	1			松島町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、町の内部で使用する文書等で別表に掲げられるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。	松島町議会	1	3	1	松島町議会会議規則 第2条(略) 2. 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2											
4	404	七ヶ浜町	1			七ヶ浜町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用が出来る。	七ヶ浜町議会	1	2	1	七ヶ浜町議会会議規則 第2条(略) 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
4	406	利府町	4				利府町議会	1	2	1	利府町議会会議規則 第2条(略) 2. 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例 第3条 療養その他の事由により町議会の会議等を長期にわたり欠席した議員に対する議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、次の表の左欄に掲げる欠席期間(一の任期における、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間)に応じて、以下同じ。の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めた支給割合を乗じて得た額とする。	1								

都 市 道 府 市 府 市 町 区 町 区 町		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7											
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合	問12-1で1.を選択した場合	問12-3で1.を選択した場合	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合	問12-7で1.を選択した場合、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。										
議 会 名							1. 個別の各事由を明記した規定がある。	2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。	4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
4 421 大和町	1	大和町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、文書、呼称等(以下「文書等」といいます。)に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、職員とは、大和町職員定数条例(昭和43年大和町条例第13号)に規定する職員をいう。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法律及び条例等(以下「法令等」といいます。)の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認等) 第5条 町長は、前条の申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	大和町議会	1 2 1	大和町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1					
4 422 大郷町	4	大郷町議会	3	大郷町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							2 2 2 2 2 2						
4 424 大衡村	1	大衡村議員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 職員は、法律及び条例等(以下「法令等」といいます。)の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるものとする。	大衡村議会	1 2 1	大衡村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1					
4 444 色麻町	2	色麻町議会	1 2 1	色麻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1						
4 445 加美町	4	加美町議会	1 2 1	加美町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1						
4 501 滝谷町	4	滝谷町議会	1 2 1	滝谷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1						

都 市 道 府 市 府 市 町 区 町 区 町		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7																
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7で1.を選択した場合、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。																
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他										
議 会 名																						
4 505 美里町	2			美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
4 581 女川町	4			女川町議会	1	2	1	女川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
4 606 南三陸町	1	南三陸町職員の旧姓使用に関する規定 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1)職員証その他の身分証明書(併記)、名札、人事異動調書(報道機関その他の外部に発表するものを含む)等。 (2)出勤簿、年次有給休暇届、任命権者に提出する申請書等 (3)車両組合内部で用いられる文書等であって、職務の遂行及び事務の処理上、誤解・混乱を生じさせるおそれのないもの (4)通知文書等(外部に対し施行するものを含む。)であって、職務の遂行及び事務の処理上、誤解・混乱を生じさせるおそれのないもの		南三陸町議会	1	3	1	南三陸町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週前(多胎妊娠の場合にあっては、14週前)の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

宮城県

調査時点 調査期間は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市区町村	市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問12-1	問14	問15			
道府県	市区町村	議員の利用することのできる授乳保育施設等が設置または提供されているか。	議員におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの規定を記入してください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの規定を記入してください。	本部員総数(※本部長を含む人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興セミナーにした研修の実施状況	
県町村	町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 2. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定または規定がないが、運用上認めている。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定または規定がないが、運用上認めている。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定または規定がないが、運用上認めている。 2. 位置づけられない。	903	181	20.0%	4		
ドドド	ドドド	0 2 13	0 4 9	0 0 13	35 29		11 3 1		13 3 0 5	11 7 5 6	11 14 30 1	23							
4 100	仙台市	4 4 3							3 3 2				1	市民局防災実施計画	市民局が実施する主な非常時優先業務は以下のとおりである。(中略)仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体との連携を図りながら、必要な対応を行う。	28	3	10.7	○
4 202	石巻市	4 2 2							1 3 3 2				2			22	1	4.5	
4 203	塩竈市	4 4 3							3 3 4				1	塩竈市地域防災計画	第1編 地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動 第5 指定避難所等の開設及び運営 3 指定避難所の運営、管理等 (3)男女共同参画 ①指定避難所運営への女性の参画促進 市は、指定避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制にならないよう配慮する。 ②男女及び性的マイナリティ(LGBTQ等)のニーズの違いへの配慮 市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイナリティ(LGBTQ等)のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、物資調達・輸送調整等支援システムを利用して調達した生理用品、ニーラーンヨーツ、紙おむつ、粉ミルク、補乳シート、離乳食等の物資提供、女性専用ベイビーパンティ、尿カバー、便器、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、女性による生理用品及び女性用下着の配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エプロンの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児のいる家庭用エプロンの設定(情報交換や相談等ができる場所)又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に避れる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わらず安心して使用できる場所に設置する、照明を強調する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口や情報の提供を行なうよう努める。 ③運営参加者への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によるところなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。	15	2	13.3	
4 205	気仙沼市	4 4 3							2 3 3 4				1	地域防災計画	11 多様な主体の参画による防災対策の確立 地域における生息者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、女性や高齢者等の防災会議委員の任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立するが望む。また、市は男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行う。	15	1	6.7	○
4 206	白石市	4 4 3							1 3 3 2				2	名取市地域防災計画	※該当する各編に「4. 男女共同参画」として、(1)避難所運営への女性の参画促進 (2)男女及び性的マイナリティ等のニーズの違いへの配慮 (3)女性・子どもへの配慮等の項目が記載されている。【該当する各編】: 地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動・津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動・震水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保	16	4	25.0	
4 207	名取市	4 4 1							2 3 3 4				1			14	2	14.3	○
4 208	角田市	4 4 1	1	2					1 3 3 1				2	角田市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱	第3条 議員は、ハラスメントを行うことのないよう行動しなければならない。	10	2	20.0	

